

ヤングテレホンコーナー

都道府県別少年相談窓口【電話及び電子メール】

警察では、少年や保護者等から、非行、家出、いじめ等少年問題に関するあらゆる相談を受け付けています。

都道府県	名称	電話番号・メールアドレス
北海道	少年相談110番 ヤングメール	0120-677-110 道警ホームページ内
	青森	ヤングテレホン ヤングメール 0120-587-867 youngmail-587867@extra.ocn.ne.jp
	岩手	ヤングテレホンコーナー メール相談 019-651-7867 県警ホームページ内
東北地方	宮城	少年相談電話 いじめ110番 022-222-4970 022-221-7867
	秋田	やまびこ電話 チャイルド・セーフティ・センター 018-824-1212 018-831-3421
	山形	ヤングテレホンコーナー 少年相談メール 023-642-1777 県警ホームページ内
	福島	ヤングテレホン いじめ110番 024-525-8060 0120-795-110
関東地方	東京	ヤング・テレホン・コーナー 03-3580-4970
	茨城	少年相談コーナー(水戸) 少年相談コーナー(つくば) 029-231-0900 029-847-0919
	栃木	ヤングテレホン 0120-87-4152
	群馬	少年育成センター メール相談 027-221-1616 県警ホームページ内
	埼玉	少年相談・親子カウンセリング ヤングメール 048-865-4152 県警ホームページ内
	千葉	ヤング・テレホン 0120-783-497
	神奈川	ユーステレホンコーナー 0120-45-7867 045-641-0045
	新潟	新潟少年サポートセンター 長岡少年サポートセンター 025-285-4970 0258-36-4970
	山梨	ヤングテレホン 少年相談受付 055-235-4444 県警ホームページ内
	長野	ヤングテレホン メール相談 026-232-4970 県警ホームページ内
中部地方	静岡	少年相談専用電話 メール相談 0120-783-410 県警ホームページ内
	富山	ヤングテレホンコーナー 少年相談メール 0120-873-415 young110@gaea.ocn.ne.jp
	石川	ヤングテレホン いじめ110番 0120-497-556 0120-617-867
	福井	ヤングテレホン 0120-783-214 0776-24-4970
近畿地方	岐阜	ヤングテレホンコーナー 携帯メール相談 0120-783-800 gifu.young.783800@ezweb.ne.jp
	愛知	ヤングテレホン ヤングテレホンEメール 052-764-1611 県警ホームページ内
	三重	少年相談110番 0120-41-7867
近畿地方	滋賀	大津少年サポートセンター 米原少年サポートセンター 077-521-5735 0749-52-0114
	京都	ヤングテレホン メール相談 075-551-7500 府警ホームページ内
	大阪	グリーンライン 06-6944-7867

都道府県	名称	電話番号・メールアドレス
近畿地方	兵庫	ヤングトーク 0120-786-109
	奈良	ヤング・いじめ110番(少年サポートセンター) ヤング・いじめ110番(中継少年サポートセンター) 0742-22-0110 0744-34-0110
	和歌山	ヤングテレホン・いじめ110番 メール相談 073-425-7867 県警ホームページ内
中国地方	鳥取	ヤングテレホン ヤングメール 0857-29-0808 youngmail@pref.tottori.lg.jp
	島根	ヤングテレホン/いじめ110番 みこびーヤングメール 0120-786-719 県警ホームページ内
	岡山	ヤングテレホン・いじめ110番 ヤングメール 086-231-3741 youngmail@pref.okayama.jp
	広島	ヤングテレホン広島 ヤングメール 082-228-3993 県警ホームページ内
四国地方	山口	ヤングテレホン・やまぐち 0120-49-5150
	徳島	ヤングテレホン いじめホットライン 088-625-8900 088-623-7324
	香川	少年相談専用電話(少年サポートセンター) 少年相談専用電話(中継少年サポートセンター) 087-837-4970 0877-33-3015
	愛媛	少年相談(警察本部代表) 089-934-0110
	高知	ヤングテレホン 088-822-0809
	福岡	ハートケア中央(中央少年サポートセンター) 少年相談案内 092-588-7830 県警ホームページ内
九州地方	佐賀	ヤングテレホン 0120-29-7867
	長崎	ヤングテレホン メール相談 0120-786-714 young786714@ezweb.ne.jp
	熊本	肥後っ子テレホン メール相談 0120-02-4976 higokko@police.pref.kumamoto.jp
	大分	ヤングテレホン メール相談 097-532-3741 県警ホームページ内
	宮崎	ヤングテレホン 0985-23-7867
	鹿児島	ヤングテレホン ヤングメール 099-252-7867 kp-youngmail@police.pref.kagoshima.jp
	沖縄	ヤングテレホン メール相談SOS 0120-276-556 県警ホームページ内

匿名通報ダイヤル 少年福祉犯罪や児童虐待事案、薬物事犯や特殊詐欺に関する情報は、「匿名通報ダイヤル」(警察庁の委託を受けた民間団体が受理)でも通報を受け付けています。

◎匿名通報フリーコール(9:30~18:15月~金)
☎0120-924-839

◎ウェブ匿名通報(24時間オンライン受付)
www.tokumei24.jp



SIGNAL FROM THE YOUNG 少年からのシグナル



I 少年非行と犯罪被害の情勢

1. 少年の非行 1
2. 特殊詐欺に加担する少年 2
3. 少年の薬物乱用 2
4. 児童虐待 3
5. 少年を取り巻く有害環境 4
6. 少年の福祉を害する犯罪 5

【コラム①】「児童が自らを撮影した画像に伴う被害」
【コラム②】インターネットの利用に係る被害から
子供を守るための対策

II 少年の非行を防止し、犯罪被害から守る取組

1. 警察の体制及び関係機関との連携 7
【コラム③】学校におけるいじめ問題への的確な対応
2. 警察における主な取組 8
- 参考 少年事件手続の流れ(概要) 9
- 全国のヤングテレホンコーナー 裏表紙

ぴったり相談窓口

あなたにぴったりの
相談窓口をサポート



I. 少年非行と犯罪被害の情勢

1 少年の非行

① 非行少年

刑法犯少年の検挙人員は平成16年以降15年連続で減少しており、平成30年中は2万3,489人と、平成21年の3分の1以下にまで減少しています。同年齢層人口1,000人当たりの検挙人員を見ても、平成30年は3.4と減少傾向にあります。成人(1.7)と比べ引き続き高い水準にあります。

罪種別では、総検挙人員の約6割を占める窃盗犯がこの10年で大幅に減少しています。街頭犯罪^{※1}や初発型非行^{※2}といった、かつて少年に顕著に見られた犯罪が減った一方で、振り込め詐欺等を含む知能犯が平成30年中は1,155人と、前年に比べ28.5%増加しているほか、大麻乱用の拡大(次頁「3 少年の薬物乱用」参照)など、少年非行の傾向も変わってきています。

刑法犯少年の再犯者数も減少傾向にあります。平成30年の再犯者率(刑法犯検挙人員に占める再犯者の割合)は35.5%となり、前年比では横ばいでした。

※1 路上強盗、ひったくり、車上ねらい、部品ねらい、自動販売機ねらい、自動車盗、オートバイ盗及び自転車盗をいう
 ※2 万引き、オートバイ盗、自転車盗及び占有離脱物横領をいう

② 不良行為少年

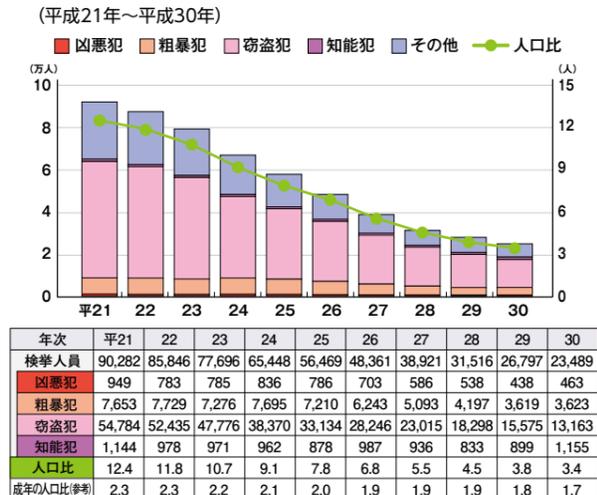
平成30年中に飲酒、喫煙、深夜はいかい等の不良行為で補導された少年は40万4,754人で、前年に比べ15%減少しました。

令和4年4月から、民法の成年年齢が現行の20歳から18歳に引き下げられますが、喫煙や飲酒に関する年齢制限は20歳のまま維持されます。

警察では引き続き、20歳未満の者の喫煙防止及び飲酒防止対策を推進していきます。



■ 刑法犯少年の検挙人員等の推移



■ 刑法犯少年の再犯者数等の推移



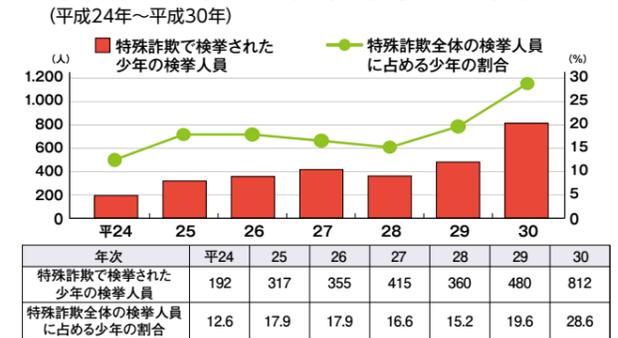
■ 不良行為少年の補導人員の推移



2 特殊詐欺に加担する少年

平成30年中に特殊詐欺で検挙された少年は812人と、平成24年と比べると大幅に増加しています。また、平成30年中に検挙された少年の割合は、成人も含めた総検挙人員の約28.6%にも及んでいます。さらに、検挙された少年のうち、7割以上が「受け子」と呼ばれる現金の受け取り役であり、その背景には、少年が遊興費欲しさに先輩や知人等からの誘いに安易に乗って犯行に加担し、犯行の道具として首謀者等に利用されている現状が見られます。

■ 特殊詐欺で検挙された少年の検挙人員の推移



※ 特殊詐欺とは、被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をたまし取る犯罪(現金等を脅し取る恐喝及びひねを見てキャッシュカード等を窃取する窃盗を含む。)の総称であり、その代表的なものがオレオレ詐欺や架空請求詐欺等です。

(検挙事例)

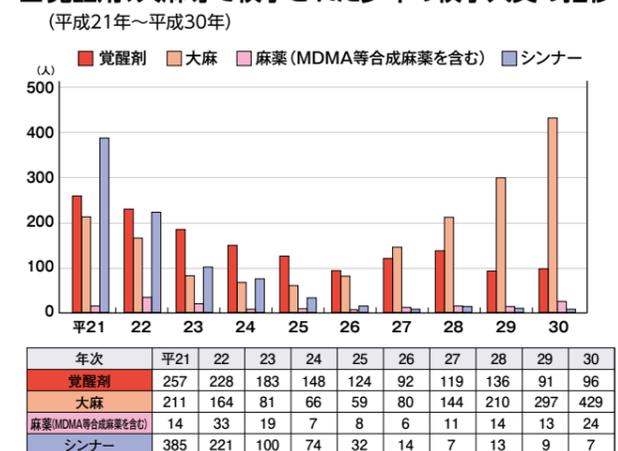
◎ 無職の少年(18歳)は、SNSで仕事を探していたところ、メッセージを送ってきた人物から「カードを受け取る仕事がある」などと紹介された。電話の指示に従って、金融庁の職員を名乗って被害者宅にキャッシュカードを受け取りに行ったところ、被害者からの通報を受けて警戒中の警察官に発見され、オレオレ詐欺の「受け子」として逮捕された。

◎ 建設作業員の少年(19歳)は、同級生から特殊詐欺の受け子をするよう誘われ、電話の指示に従って、被害者の親族の知人を装って被害者宅に現金を受け取りに行き、後日、オレオレ詐欺の「受け子」として逮捕された。また、この少年を特殊詐欺の受け子に勧誘した同級生の少年(18歳)も、「リクルーター(勧誘役)」兼「現金回収役」として逮捕された。

3 少年の薬物乱用

覚醒剤、大麻等の薬物乱用は少年にまで広がっています。特に大麻事犯で検挙された少年は平成26年以降増え続け、平成30年は、過去最多となった前年を大幅に更新するなど、乱用の拡大が深刻化しています。

■ 覚醒剤、大麻等で検挙された少年の検挙人員の推移



(検挙事例)

平成30年11月までに、大麻を所持、譲り渡すなどした少年6人を含む9人を大麻取締法違反で検挙するとともに、同人らに大麻を譲り渡すなどした暴力団組員の男5人を逮捕し、さらに大麻草を栽培していた男7人を逮捕した。検挙された少年の大半は高校生だった。

大麻の危険性・有害性

近年、インターネット上等において大麻の有害性を否定する情報が流され、大麻に対する警戒心の低下が懸念されます。しかし、大麻の有害成分は、不安やパニック等に加え、精神疾患を発症させるリスクを上昇させ、青少年期の乱用は、特に記憶力の低下等の影響を受けやすいとされているほか、組織的な大麻栽培が暴力団組織の資金源となっていることもうかがわれます。

大麻の乱用による社会や人体への悪影響と危険性を正しく認識することが必要です。

4 児童虐待

平成30年中の児童虐待事件の検挙件数は1,380件、検挙人員は1,419人、被害児童数は1,394人で、いずれも統計を取り始めた平成11年以降で最多となっており、児童虐待の問題は極めて深刻な状況にあります。

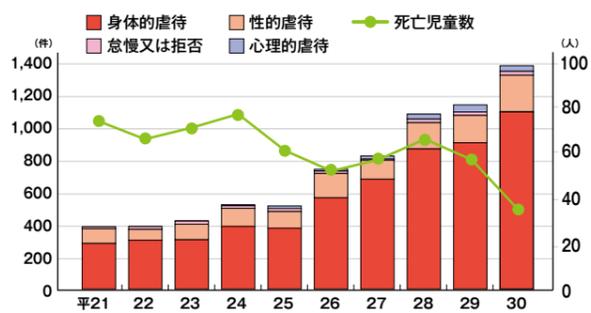
児童虐待は主に家庭内で発生し、潜在化しやすく深刻な被害に至る可能性が高い事案であることから、警察では、児童の安全確保を最優先とした対応を行っており、児童虐待が疑われる事案を認知した際には、現場臨場等を行い、警察職員が児童の安全を直接確認するほか、必要な捜査を積極的に行い、児童の死亡等事態が深刻化する前に児童を救出及び保護することができるようにしています。

また、児童を迅速かつ適切に保護するためには、関係機関がそれぞれの専門性を発揮しつつ、連携して対処することが重要です。警察では、児童虐待が疑われる事案は、児童相談所に対し全て通告又は情報提供するとともに、児童相談所職員による児童の安全の直接確認を求めることとしています。また、児童相談所からの援助要請への確実・迅速な対応、要保護児童対策地域協議会[※]への参画、児童相談所への警察OBの配置への協力など、関係機関との緊密な連携を図っています。

[※]要保護児童対策地域協議会
児童福祉法第25条の2において、地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関する職務に従事する者その他の関係者により構成される要保護児童対策地域協議会を置くように努めなければならないとされています。

児童虐待事件の検挙件数等の推移

(平成21年～平成30年)



年次	平21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
検挙件数	385	387	421	521	514	740	822	1,081	1,138	1,380
身体的虐待	282	302	305	387	376	564	679	866	904	1,095
性的虐待	91	67	96	112	103	150	117	162	169	226
怠慢又は拒否	12	18	19	16	19	15	8	22	21	24
心理的虐待	0	0	1	6	16	11	18	31	44	35
死亡児童数	75	67	72	78	62	53	58	67	58	36

[※] 無理心中、出産直後の殺人及び遺棄を含む。

児童虐待の類型

身体的虐待

児童の身体に外傷が生じ又は生じるおそれのある暴行を加えること



性的虐待

児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること



怠慢又は拒否

児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による身体的虐待、性的虐待、又は心理的虐待と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること



心理的虐待

児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと



5 少年を取り巻く有害環境

① インターネット上の違法・有害情報

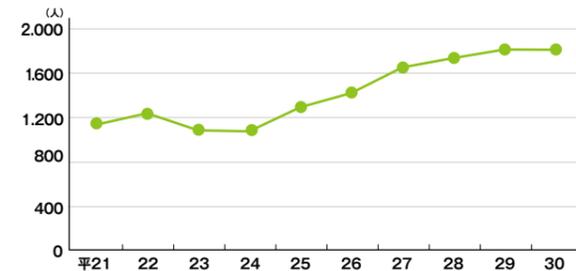
近年、中学生・高校生だけでなく、低年齢層の児童にもインターネットの利用が広まり、平成30年度に内閣府が行った調査(「青少年のインターネット利用環境実態調査」)によると10歳未満の児童の56.9%がインターネットを利用しています。

インターネット上には、残酷な暴力シーンや過激な性描写を含むもの等、児童に有害な影響を与える情報が氾濫しているほか、近年、スマートフォン等からSNSを利用して児童が性犯罪等の被害に遭う事例が多発しており、平成30年中に犯罪被害に遭った児童数は、1,811人となっています。

被害児童のSNSへのアクセス手段は、スマートフォンが89.5%を占める一方で、犯罪被害防止に

SNSに起因した事犯の被害児童数の推移

(平成21年～平成30年)



年次	平21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
被害児童数	1,136	1,239	1,085	1,076	1,293	1,421	1,652	1,736	1,813	1,811

② 「JKビジネス」問題

「JKビジネス」は、形式上は法令を遵守した営業形態を取りながら、実際には児童に性的な行為をさせるなど性被害の温床となることが懸念されるもので、繁華街を抱える大都市を中心に、多様な形態で現れています。営業形態は、接触型(リフレ)、鑑賞型(見学・撮影)、接待型(コミュ)、飲食遊興型(カフェ)、同伴型(散歩)、ガールズバーといった類型がみられます。また、必ずしもこの類型に限定されるものではなく、警察の取締りや顧客の需要の変化に応じて、新たな類型が現れるものと考えられます。また、店舗を設けて営業する店舗型と店舗を設けず客の依頼を受けて女子の従業員を派遣する無店舗型が確認されています。

警察では、これら営業の実態把握に努めるとともに、同営業において稼働している児童等に対する街頭補導、立ち直り支援等の取組を推進してい

有効な手段であるフィルタリング^{※1}は、88.0%^{※2}の児童が被害時に利用していませんでした。

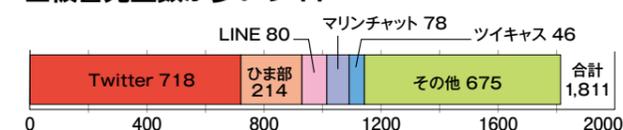
こうした状況を踏まえ、平成30年2月に、「青少年インターネット環境整備法」^{※3}が改正され、携帯電話販売店等のフィルタリングに係る説明義務等が新設されるなどしました。警察では関係機関・団体等と連携し、保護者に対する啓発活動、児童に対する情報モラル教育、携帯電話事業者等に対するフィルタリング等の普及促進のための要請等の取組を推進しています。

^{※1} フィルタリングとは、インターネット上のウェブサイト等を一定の基準に基づき選別し、青少年に有害な情報を閲覧できなくするプログラムやサービスをいいます。
^{※2} フィルタリングの利用の有無が判明したものに限りです。
^{※3} 正式名は「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」といいます。

フィルタリングの利用状況(平成30年)



被害児童数が多いサイト(平成30年)



ます。特に繁華街を抱える大都市都府県においては、「JKビジネス」の禁止等に関する条例改正が進み、これら条例や関係法令の積極的な運用により厳正な取締りを推進しています。



6 少年の福祉を害する犯罪

① 福祉犯の検挙状況

少年の心身に有害な影響を及ぼし、健全な育成を著しく阻害する犯罪*に対して、警察では、積極的な取締りと被害少年の発見・保護に努めています。特に、近年、SNS等で知り合った女子高校生にわいせつな行為をした上で、裸の映像を撮って関係が続けるように脅すといった悪質な犯罪が発生しており、また、言葉巧みに誘導されて、誘拐などの極めて重大な事案に発展するケースもあります。このほか、飲食店やマッサージ店等で少年に卑わいな言動等で接客させるといった犯罪も出現しています。

* これらの犯罪を警察では「福祉犯」と呼んでいます。

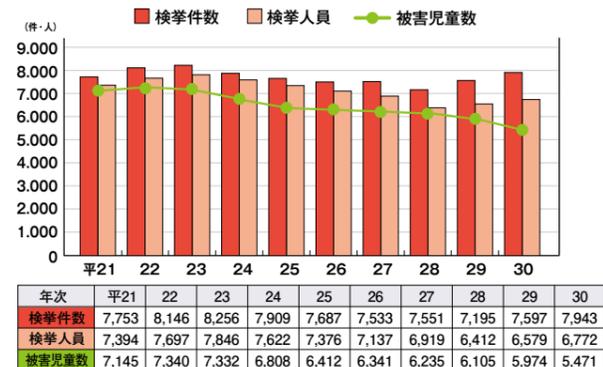
② 児童ポルノ事犯

児童ポルノは、児童の性被害・性的虐待の記録であり、児童の人権を著しく侵害するものです。児童ポルノがインターネット上に流出すれば回収は事実上不可能であり、被害児童の苦しみは将来にわたって続きます。警察では、「児童買春・児童ポルノ禁止法」*により、児童ポルノの製造、提供、公然陳列等について積極的な取締りを行っています。

平成30年の児童ポルノ事犯の検挙件数、人員は過去最多を更新しており、被害児童の学職別では、高校生が42%、中学生が34%、小学生以下の者が22%を占めています。

* 正式名は「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」といいます。

■ 福祉犯の検挙件数・人員、被害児童数の推移 (平成21年～平成30年)



■ 児童ポルノ事犯の検挙件数・人員、被害児童数の推移 (平成21年～平成30年)



(注意) このような被害が実際に起きています!!

- A子(16歳)は、SNSで知り合った男と待ち合わせをし、その男の車に乗ると「言うことを聞か、金を払うか」などと脅され、車内において、裸をスマートフォンで撮影された。
- B子ら(10代)は、SNSで知り合った男から、わいせつな行為をされ、その状況を携帯電話機で撮影された。さらに、男は、不特定多数の者に対し、SNSを利用してこれらの画像を送るなどした。
- C子(16歳)は、SNSで知り合った男から、「モデルをやりませんか。割のいいアルバイトがある。」などと言葉巧みに誘導され、わいせつな動画に出演させられた。
- D子(15歳)は、友人から頼まれ、他人に見せない約束で自分の裸を自画撮りし、その動画を無料通信アプリでその友人に送信したところ、その友人がさらに別の者に転送するなどして、その動画は広く出回ってしまった。
- モデルを希望していたE子は(17歳)は、声をかけられた男から、「自分はミュージシャン。プロデューサーや著名な音楽家に会わせてあげる。」などとうそを言われ、言葉巧みにホテルに連れ込まれた。さらに、男から、「(わいせつな行為を)断るなら紹介できない。」などと言われ、わいせつな行為をされた。

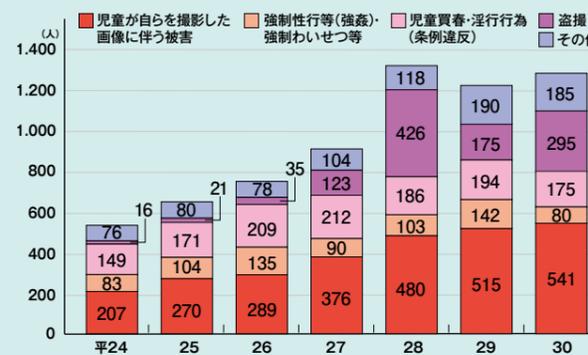
コラム① 児童が自らを撮影した画像に伴う被害

「児童が自らを撮影した画像に伴う被害」とは、だまされたり、脅されたりして児童が自分の裸を撮影させられた上、メール等で送られる被害をいいます。

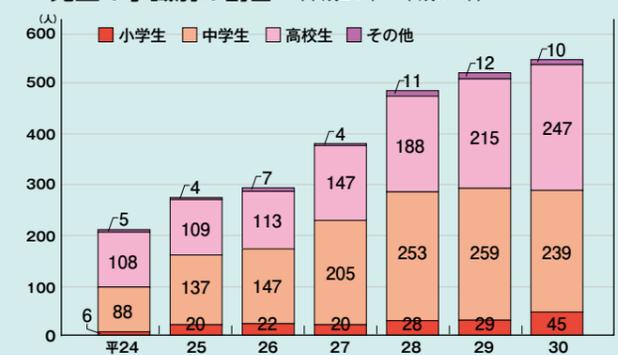
平成30年は児童ポルノ事犯全体の約4割を占める541人が「児童が自らを撮影した画像に伴う被害」に遭っており、被害児童数は平成24年(207人)から毎年増加しています。デジタル写真はコピーが容易であり、一た

び写真がインターネット上に流出すると、不特定多数の者に繰り返しコピーされ、すべての写真を削除することは事実上不可能です。また、友達等に裸の写真を送信させたり、友達等の裸の写真を第三者に送信したりするほか、友達等の裸の写真をスマートフォンに保存した場合には、児童買春・児童ポルノ禁止法違反の被疑者として検挙・補導されるおそれがあります。

■ 児童ポルノ事犯の被害態様別(製造手段別)の割合 (平成24年～平成30年)



■ 「児童が自らを撮影した画像に伴う被害」に遭った児童の学職別の割合 (平成24年～平成30年)



コラム② インターネットの利用に係る被害から子供を守るための対策

犯罪やトラブルから子供を守るために、フィルタリングの利用とともに、日ごろから家庭でのコミュニケーションをとり、子供にインターネットの危険性を教えることや、一緒に家庭のルールを作ることが大切です。

▼以下の点を子供に注意しているか、チェックしてみましょう!

- 接続するサイトやダウンロードするアプリは保護者に確認する。
- 個人を特定される情報を書き込まない。
- 知らない人と電話やメール、メッセージの交換をしない。
- 他人のID・パスワードを勝手に使わない。
- 下着姿や裸の写真は撮らない、撮らせない。
- 利用料金や利用時間を決める。
- 困ったことがあれば、必ず保護者にすぐに相談する。
- ルールを守れなかった時のルールを決める。

フィルタリングを必ず利用しましょう!

従来型の携帯電話は①、スマートフォンは①～③に対応するフィルタリングが必要!



- ① 携帯電話回線による接続
- ② 無線LAN回線による接続
- ③ アプリによる接続



子供が安全にインターネットを利用するためには、スマートフォンの場合①、②、③の3つのフィルタリングが必要となります。携帯電話大手3社が提供する「あんしんフィルター」などでは、簡単な設定で①、

②、③のフィルタリングが可能です。使用時間や利用できるアプリの制限など、子供の学齢に応じた制限レベルを設定しましょう。

* iPhoneでのアプリの制限や利用制限は、端末の設定の機能制限を行う必要があります。

II. 少年の非行を防止し、犯罪被害から守る取組

1 警察の体制及び関係機関との連携

① 少年サポートセンター

全国の都道府県警察では、少年サポートセンターを設置し、少年問題に関する専門的な知識及び技能を有する少年補導職員を中心に、学校、児童相談所その他関係機関・団体と緊密に連携しながら、少年相談活動、街頭補導活動、継続補導・立ち直り支援活動、被害少年への支援活動、広報啓発活動等を行っています。

② 少年サポートチーム

問題を抱える少年について個々の状況に応じた立ち直りを的確に支援するため、学校、警察、児童相談所等の関係機関の担当者が少年サポートチームを結成し、それぞれの専門分野に応じた役割分担の下、少年への指導・助言等を行っています。

③ 警察と学校等との連携

教育委員会等と警察との間で締結した協定等に基づき、非行少年等に関する情報を学校と警察が相互に連絡する「学校警察連絡制度」が運用されています。

また、警察署の管轄区域や市区町村の区域等を単位とした学校警察連絡協議会を設置して、情報交換等を行っています。

④ スクールサポーター

退職した警察官等をスクールサポーターとして警察署等に配置し、学校からの要請に応じて派遣するなどして、学校における少年の問題行動等への

対応、巡回活動、相談活動、児童の安全確保に関する助言等を行っています。(平成31年4月現在、44都道府県で約860人が配置されています。)

⑤ 少年警察ボランティア・少年警察学生ボランティア

全国の都道府県警察では少年警察ボランティア(少年補導員、少年警察協助力員、少年指導委員)を委嘱しており、警察職員と協働して街頭補導活動、広報啓発活動その他少年の健全育成のための活動を推進しています。

また、大学生を中心とした少年警察学生ボランティアは、少年と年齢が近くその心情や行動を理解しやすいなどの特性を生かし、修学支援活動や少年の居場所づくり活動等にも取り組んでいます。(平成31年4月現在、全国でのべ約5万7,000人の少年警察ボランティアが委嘱されています。また少年警察学生ボランティアを含む大学生ボランティアは約6,000人が活動しています。)



2 警察における主な取組

① 少年相談

少年や保護者等からの家庭・学校・交友等に関する問題や犯罪被害等の悩みや困りごとについて、少年サポートセンターや警察署の少年係等において、専門的な知識を有する警察職員が必要な指導・助言を行っています。

また、「ヤングテレホンコーナー」等の名称で電話やメールによる相談窓口も開設しています。(裏表紙参照)

② 街頭補導

少年の非行を防止するには、飲酒、喫煙、深夜はいかい等の不良行為や問題行動を発見した段階で、適切な指導・助言を行うことが重要であることから、警察職員や少年警察ボランティア等を中心として、繁華街や公園等の少年のたまり場となりやすい場所を重点に、街頭補導を行っています。

③ 継続補導・少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動

少年の非行を防止するため、必要と認められる場合には、保護者等と協力し、少年に対して継続的な助言、指導、カウンセリング等の継続補導を行っています。

また、問題を抱え再び非行に走る可能性がある少年及びその保護者に対して警察から積極的に連絡し、指導・助言や、少年の状況に応じた体験活動等への参加、修学・就労等の支援を行う「少年に手を

差し伸べる立ち直り支援活動」を推進しています。

④ 少年の社会参加活動、体験活動等の機会の確保

少年の健全育成のため、関係機関・団体、地域社会と協力し、各種スポーツ活動や清掃活動等の社会奉仕活動、農作業体験や料理体験等の体験活動等の機会を通じて、少年の心の拠り所となる「居場所づくり」を推進しています。

⑤ 被害少年への支援

性犯罪やいじめ等の被害を受けた少年に対し、心理学等の専門的な知識を有する少年補導職員等が、精神的ダメージの回復やその軽減に向け、カウンセリングの実施、関係者への助言等の継続的な支援活動を行っています。

⑥ 非行防止教室等の開催

少年の規範意識の向上を図ったり、少年がSNSに起因した犯罪被害に遭わないようにしたりするため、学校等の関係機関と連携し、警察職員等を学校へ派遣し、非行防止教室や薬物乱用防止教室を開催しています。

⑦ 広報啓発活動、情報発信

各種イベント等の機会を通じて、少年の非行防止と健全育成に向けた広報啓発活動を積極的に行うほか、少年の非行や犯罪被害の実態等について情報発信を行っています。

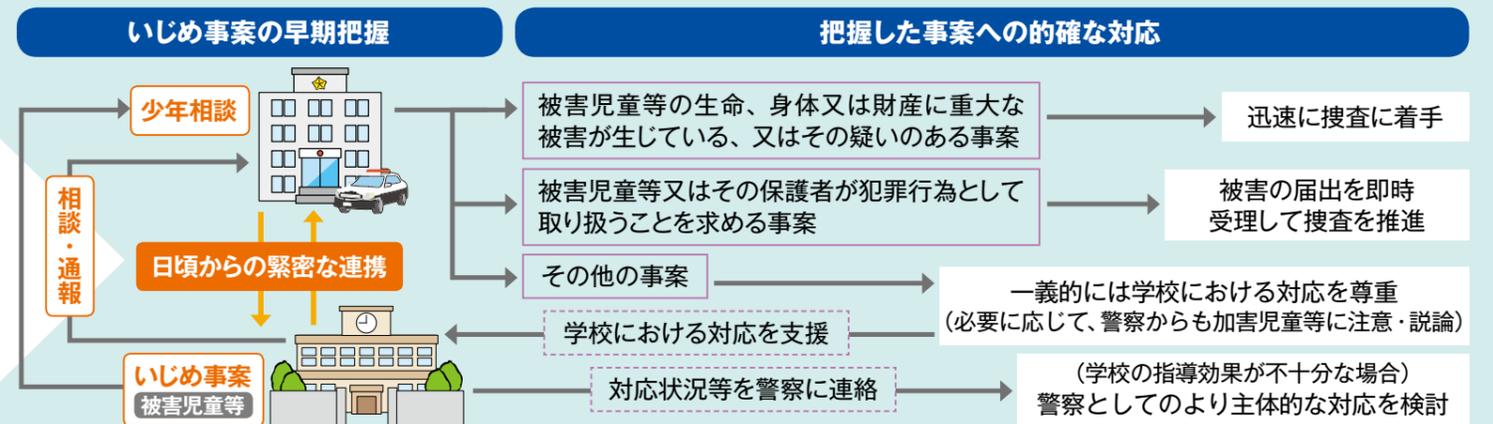
コラム⑧ 学校におけるいじめ問題への的確な対応

警察では、少年相談活動やスクールサポーターの学校への訪問活動等により、いじめ事案の早期把握に努めるとともに、把握したいじめ事案の重大性及び緊急性、いじめの被害を受けた児童生徒及びその保護者の意向、学校等の対応状況等を踏まえ、学校等と緊密に連携しながら、的確な対応を推進しています。

また、被害児童等に対しては、少年サポートセンターの少年補導職員等によるカウンセリング等の継続的な支援を行うとともに、被害少年カウンセリングアドバイザーによる助言を受けるなどして、きめ細やかな支援を行っています。

基本的な考え方

教育上の配慮等の観点から、一義的には教育現場における対応を尊重しつつも、犯罪行為がある場合には、被害児童等や保護者の意向、学校における対応状況等を踏まえながら、警察として必要な対応をとる。



少年事件手続きの流れ(概要)



事件発生

警察

非行のある少年が判明したら、取調べ(逮捕する場合があります。)や質問等により、どのような非行があったのかを明らかにします。

14歳以上の少年で、法定刑が懲役・禁錮等の比較的重い犯罪を犯した場合は、検察庁に事件を送ります。

14歳以上の少年で、法定刑が罰金以下の犯罪を犯した場合は、直接、家庭裁判所に事件を送ります。

14歳未満の少年は罰せられることはありませんが、少年の行為や環境等に応じ児童相談所に送致・通告します。

検察庁

検察官が取調べをした後、少年をどのような処分にするのがよいかの意見を付けて、事件を家庭裁判所に送ります。

児童相談所

家庭裁判所での審判や保護処分が必要であると判断した場合は、事件を家庭裁判所へ送致します。

児童福祉法上の措置をとって事件を終わらせることもあります。

家庭裁判所

送られてきた事件について、審判(大人の事件でいう裁判)を開始するかどうかを決定します。

保護処分(刑事処分や児童相談所へ送る処分以外の処分)が必要であると認められる場合は、審判手続を開始します。

これまでの手続の過程で、少年が十分改心し、もはや審判廷に呼び出す必要がないと判断された場合は、審判手続を開始せず、終了します。

=審判不開始

少年が凶悪な犯罪を犯した場合等、刑事処分にするべきであると認められた場合には事件を検察庁に送り返します。ただし、14歳未満の少年は検察庁に送り返すことはありません。

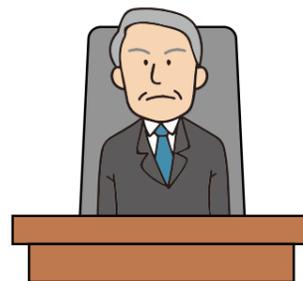
=逆送事件

少年鑑別所

家庭裁判所は、審判を行うため必要があるときは、少年鑑別所収容の決定を行うことがあります(2週間~最大8週間)。

=監護の措置

審判



検察庁

裁判所に公訴を提起するかどうかを決定します。ただし、この逆送事件の場合は、原則として起訴されます。

起訴 不起訴

裁判所

通常大人の事件と同様に、刑罰を科すかどうかの決定をします。

不処分

少年が非行を克服し、保護処分の必要がないと認められた場合は不処分とし、保護処分に付さない旨の決定をします。

保護処分

■少年院送致

少年を施設に収容し、矯正教育その他の必要な処遇を行うことによって、改善更生及び円滑な社会復帰を図る必要があると認められた場合は、少年院に送ります。

①第一種少年院

保護処分の執行を受ける者であって、心身に著しい障害がないおおむね12歳以上23歳未満の者を収容します。

②第二種少年院

保護処分の執行を受ける者であって、心身に著しい障害がない犯罪的傾向が進んだおおむね16歳以上23歳未満の者を収容します。

③第三種少年院

保護処分の執行を受ける者であって、心身に著しい障害があるおおむね12歳以上26歳未満の者を収容します。

さらに、各少年院は、在院者の特性に応じた矯正教育課程に分かれています。

■児童自立支援施設・児童養護施設送致

少年を取り巻く環境を重視し、施設における生活指導を要すると認められる場合は、児童自立支援施設(非行を犯した児童等の支援施設)、児童養護施設(保護者のない児童、虐待されている児童等の保護施設)に入所させ、社会復帰を促します。

■保護観察

保護司等の監督の下で少年が改善・更生することが可能と認められる場合は、少年が自分自身の力で社会復帰できるように、保護観察官や保護司が補導援助する保護観察の処分をします。

刑事処分

■死刑

罪を犯した時18歳未満の者を死刑をもって処断すべき時は無期徒刑を科します。

■無期懲役・禁錮

罪を犯した時18歳未満の者に対して無期徒刑をもって処断すべき時は、無期徒刑を科すか10年以上20年以下の懲役・禁錮を科すかを裁判所が選択します。

■有期懲役・禁錮

有期徒刑をもって処断すべき時は、長期と短期を定めた不定期刑を言い渡します。この場合、短期は10年、長期は15年を超えることはできません。

■罰金刑

児童自立支援施設への入所や里親への委託等

